

1. 開設までのながれ

保健所への理(美)容所開設手続きは、概ね1か月以上必要です。事前にしっかり準備をして、Step①～Step⑤までの手続きを余裕をもって行ってください。

Step①事前相談

工事着工前

長野市内に開業する理(美)容所が施設・設備基準(次ページ参照)を満たしているかを確認し、図面(設計平面図や設備図)を持参して、事前相談する



Step②書類準備

開業概ね1～2カ月前

届出に必要な書類と検査手数料を準備する



Step③書類提出・検査日の決定

開業概ね2週間前

準備した書類を保健所窓口へ提出して、不備がなければ検査手数料を現金で支払い、現地検査日を決めます



Step④現地検査

開業概ね1週間前

保健所職員が開業する理(美)容所を現地で確認して、工事の完了や施設・設備基準を確認します



Step⑤検査確認済証の交付・開設

開業前日まで

現地検査に不備がなければ、後日検査確認済証を発行して交付します

注意:長野市以外に理(美)容所を開業する場合は、それぞれの市町村を管轄する保健所へ相談してください



2 理容所・美容所開設チェックリスト 届出書

営業種別：理容所・美容所

No.	法令・条例	区分	確認項目	可否	意見
開設届出書					
1	法第十一条 法施行規則第十九条 市施行細則2条	【届出書類】	(様式第1号)		
2	手数料条例第2条1号 別表第1	【手数料】	(令和8年6月30日まで)17,000円 (令和8年7月1日以降)18,000円		
3	市施行細則2条	【添付書類】 ※法人等の場合	商業登記簿謄本 申請日前6ヶ月以内で最新のもの		
4	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※開設者が外国人の場合	住民票の写し		
理容師・美容師					
1	確認指導事項 法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※全員分	<input type="checkbox"/> 理容師・美容師免許証(写) <input type="checkbox"/> 診断書(結核、皮膚疾患その他伝染病) 申請日前6ヶ月以内で最新のもの		
2	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※2人以上資格者が働く場合	【添付書類】 <input type="checkbox"/> 管理理容師・美容師 資格認定講習会 修了証書(写) ※重複不可		
施設・作業場・設備					
1	法第十一条 法施行規則第十九条 市施行細則2条	【届出書類】	(別紙)理容所・美容所施設の設備の概要		
2	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】	<input type="checkbox"/> 建物平面図(縮尺100分の1以上)(方位及び設備の配置を明示) <input type="checkbox"/> 設備配置図(平面図に記載) <input type="checkbox"/> 理容所・美容所位置図(1000分の1以上) 他		

2 理容所・美容所開設チェックリスト 届出書

営業種別：理容所・美容所

No.	区分	確認項目	可否	意見
I 施設・作業場・設備要件				
1	外部と施設の区分	<input type="checkbox"/> 隔壁等により外部と完全に区分されていること		
2	作業場と待合所の区画	<input type="checkbox"/> 作業所を設けること <input type="checkbox"/> 作業所と待合所は、明確に区別されていること		
3	作業場と住居の区画	<input type="checkbox"/> 作業場及び待合所は、住居等と壁・扉により区画すること 【・ネイル、エステ等理美容行為以外を行う場合は、作業場を別々に区画する・パテーションでの区画は不可】		
4	作業場床面積	<input type="checkbox"/> 作業場と待合所とを区分し、作業場の面積は、9.9平方メートル(理容椅子が2台を超えるときは、9.9平方メートルに、2台を超える1台ごとに3.3平方メートルを加えた面積)以上とすること。ただし、結い髪のみを業とする美容所にあつては5平方メートル以上 【符合は作業場所面積に含めない】		
5	作業場の床及び腰壁の材質	<input type="checkbox"/> 床及び腰壁には不浸透性材料(例:コンクリート、タイル、リノリウム又は板等)を使用し、清掃が容易に行える構造であること <input type="checkbox"/> 常に清潔に保てること		
6	作業場の照度・換気	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気が十分できること <input type="checkbox"/> 作業面の照度を100Lux以上にすること(300Lux以上が望ましい)		カットいす Lx～ 作業いす Lx～ LX
7	洗髪設備	作業所内に流水装置で温水を供給できる洗髪設備を設けること 【洗面器等は不可、水質は水道水と同等、給水直結下水直結】		
8	手洗設備	作業所内に従業者の手指及び器具を洗浄する設備を設けること 【洗髪設備とは別々、給水直結下水直結】		
9	廃棄物一時保管設備	<input type="checkbox"/> 蓋付きの毛髪箱及び汚物箱を備えること		
10	トイレ設備	作業所と隔壁によって区分され、専用の手洗いを有すること。 【上記7洗髪設備・上記8手洗い設備と共用不可】		
II 器具及びタオル類等の衛生管理要件				
1	器具(ハサミ・カミソリ等)及びタオル類	<input type="checkbox"/> 作業に必要な器具及びタオル類を相当数備えること <input type="checkbox"/> 器具及びタオル類について、使用前(消毒済)と使用済(未消毒)で別々の収納場所(容器)を設けること		
2	器具及びタオル類の洗浄設備・薬品	<input type="checkbox"/> 器具の消毒設備薬品を設けること ・血液が付着しているもの並びにその疑いがあるもの(煮沸・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム) ・上記以外の器具(紫外線・煮沸・その他) ・タオル類を清潔に保持できること(洗濯機・洗濯洗剤・次亜塩素酸ナトリウム・蒸し器・外部委託)		
3	応急手当薬品	応急手当に必要な薬品等を適当な容器に収めて常備すること (消毒薬・ガーゼ・絆創膏・テープ等)		

理（美）容所開設届出書記入例

様式第1号（第2条関係）

理（美）容所開設届出書

令和〇年〇月××日

（宛先）長野市保健所長

住所 〇〇県△△市□丁目〇〇-〇

株式会社 〇〇〇〇

ながの たろう

氏名 代表取締役 長野 太郎

個人開設の場合は氏名を記入し、法人開設の場合は「登記事項証明書」を添付

ふりがな

連絡先（電話）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

理（美）容師法第11条第1項の規定により理（美）容所の開設を届け出ます。

1 理（美）容所の名称、所在地及び電話番号

名称	Hair salon NAGANO（ヘアサロン ナガノ）
所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 長野市■丁目●●-● ナガノビル1F
電話番号	(●●●●)●●●●-●●●●●●

店名が英語等の場合、読み方を（ ）に記入

2 管理理（美）容師を置く場合は、その氏名及び住所

管理理（美）容師氏名	長野 一郎
自宅住所	長野市●●-●
電話番号	(090)〇〇〇〇-〇〇〇〇

理（美）容師が2名以上（補助者は含めない）の場合は必要「認定講習会修了証書」（写）を添付 ※他店舗と重複選任不可

3 理（美）容所の構造及び設備の概要

別紙のとおり

4 理（美）容師の氏名及び免許証番号並びにその他の従業者の氏名

種別	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者
氏名	長野 一郎	長野 一香	松本 二香	上田 三香
免許番号	第〇〇号	第△△号	第□□号	第 号
生年月日	SO年〇月〇日	SO年〇月〇日	HO年〇月〇日	HO年〇月〇日
種別	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者	理(美)容師・補助者
氏名				

5 管理美容師を含むすべての美容師と補助者を記入し、「美容師免許証」（写）を添付 ※入籍等により名字が免許証と変わった場合（例：佐久 一香→松本 一香）は、原則免許書き換えを行う。）

該当なし(別紙診断書のとおり)

「医師の診断書_理(美)容師全員分」を添付

6 開設の予定年月日

令和 ○年○月△△日

7 同一の場所で現に理容所が開設されている場合

該当なし 8 同一の場所で理容所の開設の届出に理容所が開設されている場合を除き、当該届出時に行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日

届出日の2週間後が目安

該当なし

同一作業場所で理容と美容行為両方行う場合は、理容美容両方の届出と免許が必要

注 1 理(美)容師法第11条第1項の届出をした者を譲り受けた者は、2から5まで、7及び8の省略することができます。

2 3には、理(美)容所の建築構造及び次に掲げる事項について記載してください。

- (1) 作業場所及び待合場所の施設の面積
- (2) 床、腰板及び天井の材質
- (3) 作業椅子の種類及び数
- (4) 消毒方法、保管設備の種類及び数並びに計量器及び薬液容器の数
- (5) 採光及び照明について、その方法並びに設備の種類及び数
- (6) 換気について、その方法並びに設備の種類及び数
- (7) 洗い場の材質、設備の種類及び数
- (8) 便所(手洗場を含む。)、汚物箱及び毛髪箱の設備の状況

3 5の「伝染性疾病」とは、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病をいいます。

添付書類

1 法人の場合は、登記事項証明書

2 理(美)容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書(理(美)容師法第11条第1項の届出をした理(美)容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であって、当該診断書の記載がされた内容に変更がないときは、添付を省略することができます。)

3 管理理(美)容師を置く場合は、管理理(美)容師であることを証する書類(理(美)容師法第12条の3第1項に規定する理(美)容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であって、当該管理理(美)容師の氏名及び住所に変更がないときは、添付を省略することができます。)

4 理(美)容所の平面図(設備の配置及び寸法を明示したもの)及び付近の見取図

5 開設者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)

6 理(美)容師免許証の写し

7 注1の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省略する場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類

【重要】申請手数料「現金 17,000 円」が必要
(令和8年7月1日以降は 18,000 円)

【重要】作業場の面積は、「セット椅子+シャンプー椅子の合計数=X」に応じて一定以上の広さが必要
 $X \leq 2 \Rightarrow 9.9 \text{ m}^2$ 以上 $X \geq 3 \Rightarrow 9.9 + 3.3(X-2) \text{ m}^2$ 以上
 (例) いす5個 $\Rightarrow 19.8 \text{ m}^2$ 以上

別紙

施設概	面積	(① トイレ+控室等)		60	m ²	
		①作業場の部分		25	m ²	
		②待合所の部分		5	m ²	
作業場の設備等	住居等との区画	<input checked="" type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	作業場使用材料	床材 長尺塩ビシート		壁材(腰張り) ビニールクロス		
待合所	いすの数	セットいす <input checked="" type="checkbox"/> カット <input type="checkbox"/> シャンプー	3台	シャンプーいす (シャンプー専用)	2台	その他 髪結い ク
	照明	窓	<input checked="" type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無	電灯	10個
消毒設備等	作業場との区画	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> つい立 <input type="checkbox"/> テーブル <input checked="" type="checkbox"/> 棚・ロッカー <input type="checkbox"/> 鉢植え <input type="checkbox"/> ショーケース <input type="checkbox"/> その他 ()				
	消毒方法	<input checked="" type="checkbox"/> エタノール <input checked="" type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> 煮沸 <input checked="" type="checkbox"/> 紫外線 <input type="checkbox"/> 逆性石けん <input type="checkbox"/> 蒸気 <input type="checkbox"/> 界面活性剤 <input type="checkbox"/> クレゾール <input type="checkbox"/> グルコン酸クロロヘキシジン				
	消毒器具保管設備	未消毒のもの		消毒済みのもの		
	タオル置場	使用前		使用后		
	計量器	300ml	1個	ml	個	
	薬液容器	<input checked="" type="checkbox"/> 平型	1個	<input type="checkbox"/> 筒形	個	
	器具の洗い場	流しの材質	使用水		排水処理	
換気	陶器製	<input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等		<input checked="" type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽		
便所	<input checked="" type="checkbox"/> 自然換気 <input checked="" type="checkbox"/> 動力換気					
救急箱	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗式 <input type="checkbox"/> 汲み取り式		専用の手洗い場		<input checked="" type="checkbox"/> 有	
その他設備	<input checked="" type="checkbox"/> 消毒薬 <input checked="" type="checkbox"/> 絆創膏 <input checked="" type="checkbox"/> ガーゼ <input checked="" type="checkbox"/> テープ					
	毛髪箱	1個	汚物箱	1個		

ネイル・エステ等の美容行為以外を行う場合も区画が必要

不浸透性の材質であること

【重要】温水が出る洗髪設備が最低1台必須

該当するすべての消毒を記載

【重要】洗髪設備とは別に器具・施術者用手洗い設備が必須

器具の洗い場と共用不可

棚

その他面積
(待合所・作業所以外)

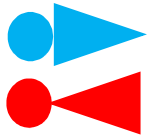
受付カウンター

1 入口扉

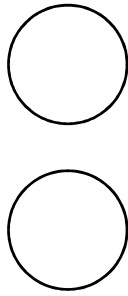
1 住居等との区画
(建物構造)

9 トイレ用
手洗

9 トイル



待合いす

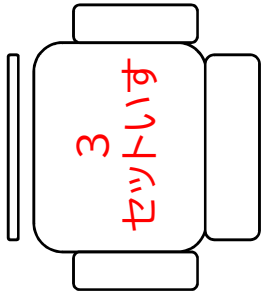


2 区画
(鉢植え・壁等)

2 待合所

12 応急手当品

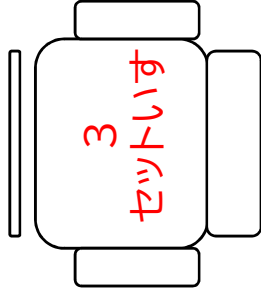
10 タオル置場
(使用前・使用后)



3
セットいす



7 照明



3
セットいす



7 窓

(採光・自然換気)

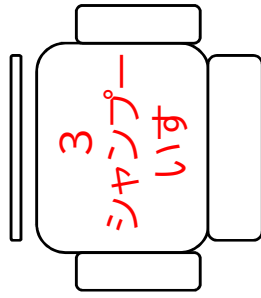
10 器具
保管設備
(消毒済・未消毒)

3 作業場の床面積(バックヤード含む)
(椅子の数に応じた面積)

6 床・腰壁の材質
(不浸透性材料)

8 蓋付毛髪箱

8 蓋付汚物箱



3
シャンプー
いす

11 消毒設備・薬品

バックヤード

7 換気扇
(動力換気)



4 洗髪設備
(温水・流水装置)

5 手洗・器具
洗浄設備
(流水装置)

11 洗濯機
(外部委託可)